

公の施設【基本情報】

施設名	新津東部運動広場
所管部・課	秋葉区地域課
所在地	新潟市秋葉区新津東町1丁目246番地1
根拠法令	スポーツ振興法令
設置条例	新潟市体育施設条例
施設概要	【東部運動広場】 敷地面積 75,869㎡ ・野球場1面 両翼90m・120m ・多目的グラウンド1面(サッカーコート1面分 クレー) ・庭球場5面(クレー)

施設の設定目的
スポーツの普及を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とし、体育施設を設置いたします。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1) 新潟市体育施設条例（以下「条例」という）に基づき、スポーツの普及と振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行う。 (2) 住民サービスの向上や平等利用が確保されること。 (3) 利用者の意見及び要望を管理運営に速やかに反映すること。 (4) 利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底すると共に、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。 (7) 法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。